仕　様　書

1．調達枚数

		角0号封筒	角2号封筒	長3号封筒	長3号封筒（窓付）	合計
1	千葉労働局		15,000			15,000
	千葉労働局 雇用均等室 ※別納あり		1,000			1,000
	千葉労働局 雇用均等室 ※別納なし					0
2	千葉労働局（紛争調整委員会）　※別納あり					0
	千葉労働局（紛争調整委員会）　※別納なし		1,000			1,000
3	千葉労働局 労働保険徴収課　※別納あり			7,000		7,000
	千葉労働局 労働保険徴収課　※別納なし					0
4	千葉労働基準監督署		2,000	8,000		10,000
5	船橋労働基準監督署	500	1,500	5,000	2,000	9,000
6	柏労働基準監督署	1,000	1,500	5,000	4,000	11,500
7	銚子労働基準監督署					0
8	木更津労働基準監督署		1,000	1,000	1,000	3,000
9	茂原労働基準監督署		500	1,000		1,500
10	成田労働基準監督署　※別納あり					0
	成田労働基準監督署　※別納なし		1,000	2,000		3,000
11	東金労働基準監督署　※別納あり			3,000		3,000
	東金労働基準監督署　※別納なし		2,500	3,000		5,500
12	千葉公共職業安定所　※別納あり		2,500	5,000		7,500
	千葉公共職業安定所　※別納なし	500	1,000	2,000		3,500
13	市川公共職業安定所　※別納あり					0
	市川公共職業安定所　※別納なし		1,000	4,000		5,000
14	銚子公共職業安定所		1,000	3,000		4,000
15	館山公共職業安定所		1,500	4,000		5,500
16	木更津公共職業安定所※別納あり					0
	木更津公共職業安定所※別納なし		1,000	4,000		5,000
17	佐原公共職業安定所					0
18	茂原公共職業安定所		500	1,000		1,500
19	茂原公共職業安定所いすみ出張所					0
20	松戸公共職業安定所　※後納あり		2,500	8,000		10,500
	松戸公共職業安定所　※後納なし		1,500	6,000		7,500
21	松戸公共職業安定所野田出張所			1,000		1,000
22	船橋公共職業安定所　第１庁舎		2,500	3,000		5,500
	船橋公共職業安定所　第２庁舎					0
23	成田公共職業安定所	1,500	2,500	5,000		9,000
24	千葉南公共職業安定所	500	2,000			2,500
		4,000	46,500	81,000	7,000	138,500

２．封筒仕様

角０号封筒	オリンパスクラフト＜１００ｇ/㎡＞　再生紙４０%以上使用　一色刷り(黒) 印刷(表裏面)　センター貼り又はサイド貼り　テープ付(ベロ) 郵便枠7桁付(朱)
角２号封筒	オリンパスクラフト＜１００ｇ/㎡＞　再生紙４０%以上使用　一色刷り(黒) 印刷(表裏面)　サイド貼り　テープ付(ベロ)　郵便枠7桁付(朱)
長３号封筒	オリンパスクラフト＜１００ｇ/㎡＞　再生紙４０%以上使用　一色刷り(黒) 印刷(表裏面)　サイド貼り　テープ付(ベロ)　郵便枠7桁付(朱)
長３号封筒(窓付)	オリンパスクラフト＜８５ｇ/㎡＞　再生紙４０%以上使用　一色刷り(黒) 印刷(表裏面)　センター貼り　テープ付(ベロ) 再生プラスチックフィルム４０%以上又は植物原料のプラスチック

※一部の封筒のみ二色刷り（黒・赤）

３．納品期日

令和7年9月5日（金）

※但し、可能な限り早急に納品すること。また、納品日は平日（祝日を除く）とし、時間　は9時00分から17時00分までとする。

４．留意事項

・各封筒ともグリーン購入法に適合していること。

・総務課会計第２係前カウンター上の封筒見本を参考とすること。(持ち出し不可)

・全ての封筒裏面に別紙１の「確認欄」を印刷するものとし、「確認欄」配置後のレイアウト体裁を整えること。

・133線以上のオフセット印刷であること(印刷内容が鮮明に印刷されていること)。

・コピー・ダイレクト印刷は行わないこと。

・校正時と同じ状態に印刷すること。

・テープの位置はベロとし、別紙２を参考とすること。また、封入時にベロで隠れる位置に「封入前に再確認、個人情報を大切にしましょう」の文章をいれること。
ただし、既に独自の文章が入っている場合は、指定のない限り、変更を要しない。

・封筒裏面について、ベロを折り返した時に上記をのぞく印刷内容が隠れないよう十分注意すること。

・各封筒に記載されている千葉労働局ホームページのＵＲＬについて未変更のものは　https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/　に変更すること。

・校正の過程においてレイアウト等を変更する場合があることを考慮すること。

・納品場所は、千葉労働局、千葉県内各監督署、各安定所及び安定所の出先機関。別紙7「千葉労働局各課室・各監督署及び各安定所納品先一覧」を参照。なお、千葉労働局分は各課室ごとに封筒を分けて納品すること。

・契約決定後、契約業者は速やかに作業日程を総務課会計第２係と打ち合わせすること。封筒の原稿（レイアウト変更前のもの）は契約業者に「PDFデータ」で提供する。

・校正については**１回以上**とし、別紙8「**校正確認書**」を校正担当者の最終確認を受けた後、総務課会計第２係宛てに送付すること。

・納品にあたっては、必ず納品予定日の２日（土日祝日を除く）以上前に別紙9「**納品通知書**」に必要事項を記載の上、指定の担当者宛郵送等により納品日時等の連絡を行うこと。

・封筒現品の納品確認は、各納品先において納入日から10日以内に行う。

・納品後に今回契約分全ての「PDFデータ」及び各封筒１部を総務課会計第２係まで提出すること。

・提出用の今回契約分「PDFデータ」は、解像度350dpi（文字を埋め込みの事）以上として枠またはトンボを入れること。窓付封筒は窓位置の線を残しておくこと。また、ファイルは封筒の種別、名前、表、裏を表記してそれぞれ個別に整理して保存すること。

・期限内に納品を完了し難い場合には、その事由を記して期限内に作業日時の延期を契約担当官等に申し出する事ができる。契約担当官等はその申し出が正当であると認めたときは、遅滞料を徴したうえで作業日時の延期を許可することができる。この場合において契約金額より遅滞料を差し引くこととする。ただし、契約担当官等が納入遅滞について正当な事由があると認めたときは、遅滞料を免除する事ができる。

・遅滞料は、その期限の翌日より起算し、未納入分に対し年3%の割合で計算した金額とし、請求金額から控除する。

・次の各事項に該当するときは、本契約を解除する。

ア．契約業者が納入期限内に合格品の納入を終わらないとき。

イ．契約業者が完全に本契約を履行する見込みがないと認めたとき。

ウ．契約業者が本契約の解除を請求し、その理由が正当と認めたとき。

エ．納品先職員が行う物品の検査監督に際し、契約業者又は代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ、若しくは詐欺その他の不正行為を行ったとき。

・前項の規定により本契約を解除した場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納入すること。また、損害を及ぼしたときは、千葉労働局が算定する損害額を賠償しなければならない。ただし、その理由が天災地変その他正当の事由に基づくものと契約担当官等が認めたときは、これを免除することができる。

・本仕様及び資料に定めがない事項等、疑義が生じた場合は、下記「7 契約担当」まで問い合わせること。

５．再委託

・業務実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない(受託者の子会社(会社法第２条第3項に規定する子会社)を含む)。

・業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。但し、再委託額が50万円未満の場合はこの限りではない。

・再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。

・再委託又は履行体制について変更をするときは、あらかじめ様式2「再委託に係る変更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。

・再委託を行う場合は、その最終的な責任は契約業者が負うこと。

６．代金の支払い

・代金の支払いについては、千葉労働局検査職員の検査合格後、適正な請求書を受理した翌日から起算して３０日以内に業者が指定する金融機関に振込払いすることとする。

・請求書のあて名は**「官署支出官　千葉労働局長」**と記載すること。

７．契約担当

千葉労働局　総務部総務課　会計第2係　神田
千葉市中央区中央４－１１－１　千葉第２地方合同庁舎2階
ＴＥＬ　０４３－２２１－４３１１／ＭＡＩＬ　kanda-tokiwa.0o4@mhlw.go.jp

仕　様　書

角0号封筒

		枚数	紙質	印刷面	備考
1	千葉労働局		オリンパスクラフト＜100ｇ/㎡＞再生紙４０％以上使用	一色刷り(黒)　両面 郵便枠７桁付(朱)	
	千葉労働局 雇用均等室 ※別納あり		〃	〃	
2	千葉労働局（紛争調整委員会）		〃	〃	
3	千葉労働局 労働保険徴収課 ※別納あり		〃	〃	
4	千葉労働基準監督署		〃	〃	
5	船橋労働基準監督署	500	〃	〃 ※表面についてはニ色刷り （黒・赤）	表：PDF05-1 裏：PDF05-2
6	柏労働基準監督署	1,000	〃	〃	表：PDF06-1 裏：PDF06-2
7	銚子労働基準監督署		〃	〃	
8	木更津労働基準監督署		〃	〃	
9	茂原労働基準監督署		〃	〃	
10	成田労働基準監督署		〃	〃	
11	東金労働基準監督署		〃	〃	
12	千葉公共職業安定所　※別納あり		〃	〃	
	千葉公共職業安定所　※別納なし	500	〃	〃	表：PDF12-1（別納なし） 裏：PDF12-2　※1レイアウト変更
13	市川公共職業安定所　※別納あり		〃	〃	
	市川公共職業安定所　※別納なし		〃	〃	
14	銚子公共職業安定所		〃	〃	
15	館山公共職業安定所		〃	〃	
16	木更津公共職業安定所		〃	〃	
17	佐原公共職業安定所		〃	〃	
18	茂原公共職業安定所		〃	〃	
19	茂原公共職業安定所 いすみ出張所		〃	〃	
20	松戸公共職業安定所　※後納あり		〃	〃	
	松戸公共職業安定所　※後納なし		〃	〃	
21	松戸公共職業安定所 野田出張所		〃	〃	
22	船橋公共職業安定所　第１庁舎		〃	〃 ※表面についてはニ色刷り （黒・赤）	
	船橋公共職業安定所　第２庁舎		〃	〃 ※表面についてはニ色刷り （黒・赤）	
23	成田公共職業安定所	1,500	〃	〃	表：PDF23-1　※2レイアウト変更 裏：PDF23-2
24	千葉南公共職業安定所	500	〃		表：PDF24-1 裏：PDF24-2
	合計枚数	4,000 枚			

※１　変更内容は、別紙3を参照。

角２号(裏面・別納あり・なし）、長3号封筒(裏面・別納あり・なし）も同様にレイアウトを変更すること。

※２　変更内容は、別紙4を参照。

角２号(表面）、長3号封筒(表面）も同様にレイアウトを変更すること。

仕　様　書

角2号封筒

		枚数	紙質	印刷面	備考
1	千葉労働局	15,000	オリンパスクラフト＜100ｇ/㎡＞再生紙４０％以上使用	一色刷り(黒)　両面 郵便枠７桁付(朱)	表：PDF01-3（別納なし） 裏：PDF01-4
	千葉労働局 雇用均等室 ※別納あり	1,000	〃	〃	表：PDF01-3（別納あり） 裏：PDF01-4
	千葉労働局 雇用均等室 ※別納なし		〃	〃	
2	千葉労働局（紛争調整委員会） ※別納あり		〃	〃	表：PDF02-3（別納あり）※3レイアウト変更（PDFデータのみ提出すること）
	千葉労働局（紛争調整委員会） ※別納なし	1,000	〃	〃	表：PDF02-3（別納なし） 裏：PDF02-4
3	千葉労働局 労働保険徴収課 ※別納あり		〃	〃	
4	千葉労働基準監督署	2,000	〃	〃	表：PDF04-3 裏：PDF04-4
5	船橋労働基準監督署	1,500	〃	〃 ※表面についてはニ色刷り（黒・赤）	表：PDF05-3 裏：PDF05-4
6	柏労働基準監督署	1,500	〃	〃	表：PDF06-3 裏：PDF06-4
7	銚子労働基準監督署		〃	〃	
8	木更津労働基準監督署	1,000	〃	〃	表：PDF08-3 裏：PDF08-4
9	茂原労働基準監督署	500	〃	〃	表：PDF09-3 裏：PDF09-4
10	成田労働基準監督署　※別納あり		〃	〃	
	成田労働基準監督署　※別納なし	1,000	〃	〃	表：PDF10-3（別納なし） 裏：PDF10-4
11	東金労働基準監督署　※別納あり		〃	〃	
	東金労働基準監督署　※別納なし	2,500	〃	〃	表：PDF11-3（別納なし） 裏：PDF11-4
12	千葉公共職業安定所　※別納あり	2,500	〃	〃	表：PDF12-3（別納あり） 裏：PDF12-4　※4レイアウト変更
	千葉公共職業安定所　※別納なし	1,000	〃	〃	表：PDF12-3（別納なし） 裏：PDF12-4　※4レイアウト変更
13	市川公共職業安定所　※別納あり		〃	〃	
	市川公共職業安定所　※別納なし	1,000	〃	〃	表：PDF13-3（別納なし） 裏：PDF13-4
14	銚子公共職業安定所	1,000	〃	〃	表：PDF14-3 裏：PDF14-4
15	館山公共職業安定所	1,500	〃	〃	表：PDF15-3 裏：PDF15-4
16	木更津公共職業安定所　※別納あり		〃	〃	
	木更津公共職業安定所　※別納なし	1,000	〃	〃	表：PDF16-3（別納なし） 裏：PDF16-4
17	佐原公共職業安定所		〃	〃	
18	茂原公共職業安定所	500	〃	〃	表：PDF18-3 裏：PDF18-4
19	茂原公共職業安定所 いすみ出張所		〃	〃	
20	松戸公共職業安定所　※後納あり	2,500	〃	〃	表：PDF20-3（後納あり） 裏：PDF20-4
	松戸公共職業安定所　※後納なし	1,500	〃	〃	表：PDF20-3（後納なし） 裏：PDF20-4
21	松戸公共職業安定所 野田出張所		〃	〃	
22	船橋公共職業安定所　第１庁舎	2,500	〃	〃 ※表面についてはニ色刷り（黒・赤）	表：PDF22-3 裏：PDF22-4
	船橋公共職業安定所　第２庁舎		〃	〃 ※表面についてはニ色刷り（黒・赤）	
23	成田公共職業安定所	2,500	〃	〃	表：PDF23-3　※5レイアウト変更 裏：PDF23-4
24	千葉南公共職業安定所	2,000	〃	〃	表：PDF24-3 裏：PDF24-4
	合計枚数	46,500 枚			

※3 変更内容は、別紙５を参照。

※4 変更内容は、別紙３を参照。

※5 変更内容は、別紙４を参照。

仕　様　書

長3号封筒

		枚数	紙質	印刷面	備考
1	千葉労働局		オリンパスクラフト<100ｇ/㎡>再生紙４０%以上使用	ー色刷り(黒)　両面 郵便枠７桁付(朱)	
	千葉労働局 雇用均等室 ※別納あり		〃	〃	
	千葉労働局 雇用均等室 ※別納なし		〃	〃	
2	千葉労働局（紛争調整委員会） ※別納あり		〃	〃	PDF02-5(別納あり)　※7レイアウト変更（PDFデータのみ提出すること）
	千葉労働局（紛争調整委員会） ※別納なし		〃	〃	PDF02-5(別納なし)　※7レイアウト変更（PDFデータのみ提出すること）
3	千葉労働局 労働保険徴収課 ※別納あり	7,000	〃	〃	PDF01-5(別納あり)
4	千葉労働基準監督署	8,000	〃	〃	PDF04-5
5	船橋労働基準監督署	5,000	〃	〃 ※表面についてはニ色刷り （黒・赤）	PDF05-5
6	柏労働基準監督署	5,000	〃	〃	PDF06-5
7	銚子労働基準監督署		〃	〃	
8	木更津労働基準監督署	1,000	〃	〃	PDF08-5
9	茂原労働基準監督署	1,000	〃	〃	PDF09-5
10	成田労働基準監督署　※別納あり		〃	〃	
	成田労働基準監督署　※別納なし	2,000	〃	〃	PDF10-5（別納なし）
11	東金労働基準監督署　※別納あり	3,000	〃	〃	PDF11-5（別納あり）
	東金労働基準監督署　※別納なし	3,000	〃	〃	PDF11-5（別納なし）
12	千葉公共職業安定所　※別納あり	5,000	〃	〃	PDF12-5（別納あり）※8レイアウト変更
	千葉公共職業安定所　※別納なし	2,000	〃	〃	PDF12-5（別納なし）※8レイアウト変更
13	市川公共職業安定所　※別納あり		〃	〃	
	市川公共職業安定所　※別納なし	4,000	〃	〃	PDF13-5（別納なし）
14	銚子公共職業安定所	3,000	〃	〃	PDF14-5
15	館山公共職業安定所	4,000	〃	〃	PDF15-5
16	木更津公共職業安定所 ※別納あり		〃	〃	
	木更津公共職業安定所 ※別納なし	4,000	〃	〃	PDF16-5（別納なし）
17	佐原公共職業安定所		〃	〃	
18	茂原公共職業安定所	1,000	〃	〃	PDF18-5
19	茂原公共職業安定所 いすみ出張所		〃	〃	
20	松戸公共職業安定所　※後納あり	8,000	〃	〃	PDF20-5（後納あり）
	松戸公共職業安定所　※後納なし	6,000	〃	〃	PDF20-5（後納なし）
21	松戸公共職業安定所 野田出張所	1,000	〃	〃	PDF21-5
22	船橋公共職業安定所　第１庁舎	3,000	〃	〃 ※表面についてはニ色刷り （黒・赤）	PDF22-5
	船橋公共職業安定所　第２庁舎		〃	〃 ※表面についてはニ色刷り （黒・赤）	
23	成田公共職業安定所	5,000	〃	〃	PDF23-5　※9レイアウト変更
24	千葉南公共職業安定所		〃	〃	
	合計枚数	81,000	枚		

※7 変更内容は、別紙6を参照。

※8 変更内容は、別紙3を参照。

※9 変更内容は、別紙4を参照。

仕　様　書

長3号窓付封筒

		枚数	紙質	印刷面	備考
1	千葉労働局		オリンパスクラフト＜85ｇ/㎡＞再生紙４０％以上使用	一色刷り(黒)　両面	
2	千葉労働局（紛争調整委員会）		〃	〃	
3	千葉労働局　労働保険徴収課		〃	〃	
4	千葉労働基準監督署		〃	〃	
5	船橋労働基準監督署	2,000	〃	〃 ※表面については二色刷り（黒・赤）	PDF05-6
6	柏労働基準監督署	4,000	〃	〃	PDF06-6
7	銚子労働基準監督署		〃	〃	
8	木更津労働基準監督署	1,000	〃	〃	PDF08-6
9	茂原労働基準監督署		〃	〃	
10	成田労働基準監督署		〃	〃	
11	東金労働基準監督署		〃	〃	
12	千葉公共職業安定所　※別納あり		〃	〃	
	千葉公共職業安定所　※別納なし		〃	〃	
13	市川公共職業安定所		〃	〃	
14	銚子公共職業安定所		〃	〃	
15	館山公共職業安定所		〃	〃	
16	木更津公共職業安定所		〃	〃	
17	佐原公共職業安定所		〃	〃	
18	茂原公共職業安定所		〃	〃	
19	茂原公共職業安定所 いすみ出張所		〃	〃	
20	松戸公共職業安定所　※後納あり		〃	〃	
	松戸公共職業安定所　※後納なし		〃	〃	
21	松戸公共職業安定所 野田出張所		〃	〃	
22	船橋公共職業安定所　第１庁舎		〃	〃	
	船橋公共職業安定所　第２庁舎		〃	〃	
23	成田公共職業安定所		〃	〃	
24	千葉南公共職業安定所		〃	〃	
	合計枚数	7,000 枚			

別紙1

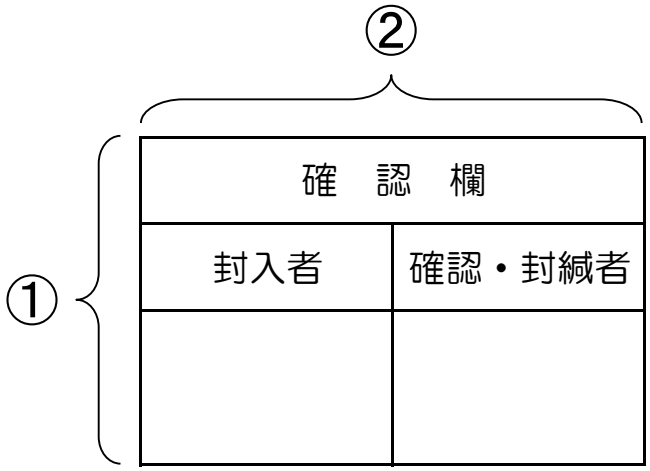

	①	②
角０	３ｃｍ程度	４．５ｃｍ程度
角２	２．７ｃｍ程度	４ｃｍ程度
長３	２ｃｍ程度	３ｃｍ程度
長３窓	２ｃｍ程度	３ｃｍ程度

・確認欄の封筒別サイズは、上記程度とする。

・既存の案内図等印刷部分と重なる場合には、既存印刷部分を上部へ移動、又は、縮小等を行い、全体のレイアウト体裁を整えること。

別紙２

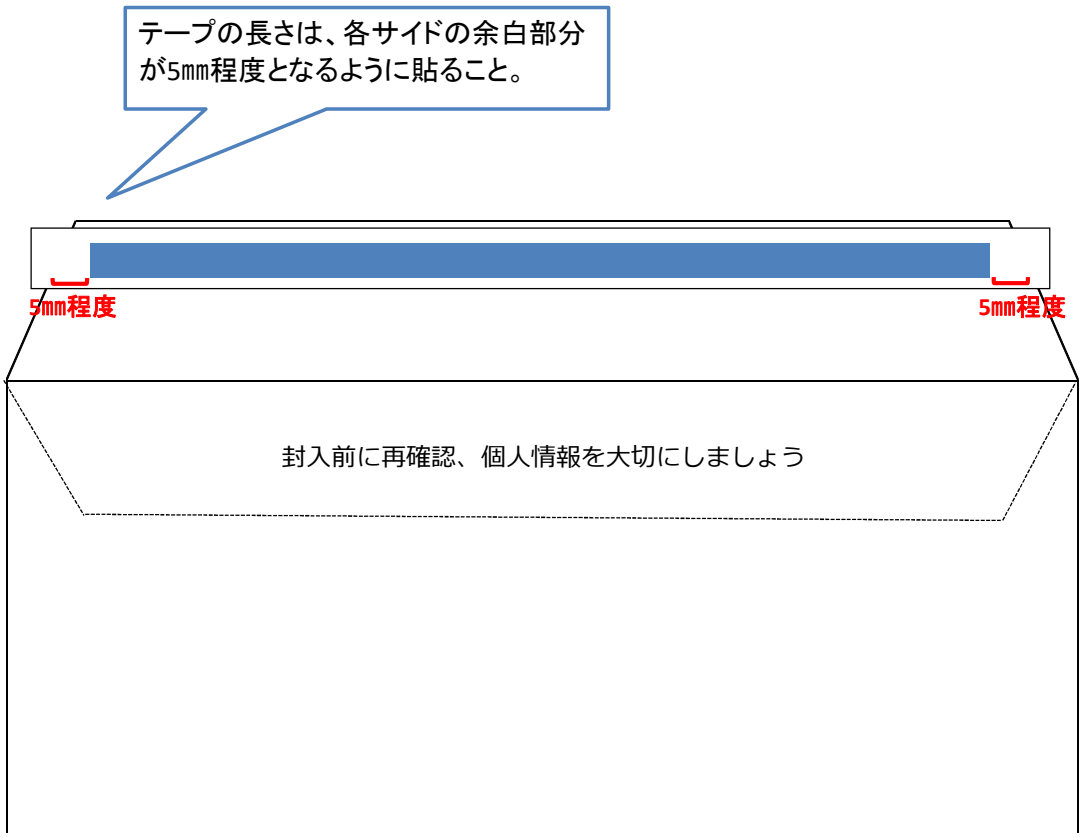

●上図のとおり、ベロを折り返した時に隠れる位置に「封入前に再確認、個人情報を大切にしましょう」の文章を挿入

千葉労働局　角0　※裏
12-2.千葉公共職業安定所

別紙３

封入前に再確認、個人情報を大切にしましょう

「相談第２」を「訓練」に変更すること。

※角２（別納あり・なし）、長３（別納あり・なし）、についても上記例を参考に変更すること。

「043（204）7123」を「44＃」に変更すること。

※角２（別納あり・なし）、長３（別納あり・なし）、についても上記例を参考に変更すること。

「職業相談第２部門」と「人材サービスコーナー」の間に「□外国人サービスコーナー　45＃　〃」の行を追加すること。

※角２（別納あり・なし）、長３（別納あり・なし）、についても上記例を参考に変更すること。

ハローワークちば（千葉公共職業安定所）

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1丁目1番3号　TEL（代表）043（242）1181

		TEL	FAX
1F	□職業相談第１部門	部門コード　41＃	043（204）6188
1F	□職業~~相談第２~~部門	42＃	〃
1F	□人材サービスコーナー	~~043（204）7123~~	〃
2F	□雇用保険給付課	11＃	043（242）1162
2F	□庶務課	51＃	〃
3F	□雇用保険適用課	21＃	043（242）1163
3F	□雇用指導部門	32＃	043（245）7023
3F	□求人部門	31＃	〃
3F	□専門援助部門	43＃	〃

代表番号に電話していただき、部門コードを押していただくと、各課・部門におつなぎします。
担当部門がわからない方、総合案内をご希望の方は「１＃」を押してください。

駐車台数に限りがありますので、電車・バス・モノレールをご利用ください。

- JR千葉駅より 徒歩15分 または西口27番乗り場よりバス7分
- 京成千葉駅より 徒歩15分
- JR京葉線千葉みなと駅より 徒歩7分
- 京成千葉線新千葉駅より 徒歩5分
- モノレール市役所駅前より 徒歩7分

ハローワークちば 駅前プラザ

〒260-0028 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル1F

		TEL	FAX
1F	□マザーズハローワークちば	043（238）8100	043（238）6792
1F	□ハローワークプラザちば	043（238）8300	043（238）6794
1F	□千葉新卒応援ハローワーク	043（307）4888	043（238）6794

ー出入口は新町郵便局側になりますー

駐車場がありませんので、電車・バスをご利用ください。

（JR千葉駅そごう側より徒歩2分）

千葉市ふるさとハローワーク

〒263-8733 千葉市稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所内

	TEL	FAX
□千葉市ふるさとハローワーク	043（284）0800	043（206）5080

ハローワークちば公式LINE@
求職活動をサポートします！
友だち募集中！
ID：@hellowork-chiba

確認欄	
封入者	確認・封緘者

千葉労働局　角0　※表
23-1.成田公共職業安定所

別紙４

□□□-□□□□

「人材確保サポートコーナー　　31＃」
を下記の場所に追加すること。

※人材確保サポートコーナーと雇用保険課の間を１行分空けること。

※角 2、長 3 についても上記例を参考に変更すること。

「人材確保サポートコーナー　　42＃」
を下記の場所に追加すること。

※人材確保サポートコーナーと雇用保険課の間を１行分空けること。

※角 2、長 3 についても上記例を参考に変更すること。

ひと、くらし、みらいのために

ハローワーク成田

成田公共職業安定所

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/

駅前庁舎には駐車場がございませんので
公共交通機関をご利用ください。

▲▽からべ庁舎
〒286-0036
成田市加良部3-4-2
ＴＥＬ　0476-27-8609
ＦＡＸ　0476-27-1889（1階）
　　0476-27-1532（2階）

1 階：事業所援助部門〔求　人〕　31#
　　〔助成金〕　32#
　　〔学　卒〕　33#
　　〔障がい者･外国人〕　34#
　　人材確保サポートコーナー　３１＃
2 階：雇用保険課〔適　用〕　21#
　　〔継続給付〕　22#

頭文字を揃えること

▲▽佐倉市地域職業相談室
〒285-0005
佐倉市宮前3-4-1
　ミレニアムセンター佐倉3階
ＴＥＬ　043-483-3180

▲▽駅前庁舎
〒286-0033
成田市花崎町828-11
　スカイタウン成田3階
ＴＥＬ　0476-89-1700
ＦＡＸ　0476-22-2625

職業相談部門　41#
人材確保サポートコーナー　４２＃
雇用保険課〔給付〕　11#

頭文字を揃えること

▲▽マザーズコーナー
成田市役所2階
ＴＥＬ　0476-20-0567

１行分空けること。

封入者	確認･封緘者

別紙 5

千葉労働局　角2　※表
02-3.千葉労働局紛争調整委員会（別納あり）

料金別納
郵 便

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省　千葉労働局

千葉紛争調整委員会

□　事務局（千葉労働局雇用環境・均等室）
千葉市中央区中央 4-11-1　千葉第 2 地方合同庁舎 1 階　　電話　043-221-2303

千葉労働局総合労働相談コーナー

□	千葉駅前	千葉市中央区新町 3-13　日本生命千葉駅前ビル 4 階	ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ 0120-250650 電話 043-246-4121
□	千　葉	千葉市中央区中央 4-11-1　千葉第 2 地方合同庁舎 3 階	電話 043-382-3518
□	船　橋	船橋市海神町 2-3-13	電話 047-773-9381
□	柏	柏市中央町 3－2　~~柏トーセイビル 3 階~~	電話 04-7110-7971
□	銚　子	銚子市中央町8-16　銚子労働総合庁舎4階	電話 0479-22-8100
□	木更津	木更津市富士見 4-14　木更津地方合同庁舎	電話 0438-22-6165
□	茂　原	茂原市萩原町 -3	電話 0475-22-4551
□	成　田	成田市東和 嶋崎 553-4	電話 0476-22-5666
□	東　金	東金市田	電話 0475-52-4358

千葉労働局ホームページ　https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/

TLR 柏ビル 3 階（旧称：柏トーセイビル）
に変更すること。

別紙６

千葉労働局　長3
02-5.千葉労働局紛争調整委員会（別納あり）

封入前に再確認、個人情報を大切にしましょう

料金別納
郵便

□□□-□□□□

□千葉労働局雇用環境･均等室
（千葉紛争調整委員会事務局）

〒260-8612
千葉市中央区中央4-11-1　千葉第2地方合同庁舎
TEL　043-221-2303

千葉労働局雇用環境･均等室の各総合労働相談コーナー
（※を除き、各労働基準監督署内にございます。）

□※千葉駅前総合労働相談コーナー　ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ　0120-250650
□　千葉総合労働相談コーナー　電話　043-382-3518
□　船橋総合労働相談コーナー　電話　047-773-9381
□　柏総合労働相談コーナー　電話　04-7110-7971
□　銚子総合労働相談コーナー　電話　0479-22-8100
□　木更津総合労働相談コーナー　電話　0438-22-6165
□　茂原総合労働相談コーナー　電話　0475-22-4551
□　成田総合労働相談コーナー　電話　0476-22-5666
□　東金総合労働相談コーナー　電話　0475-52-4358

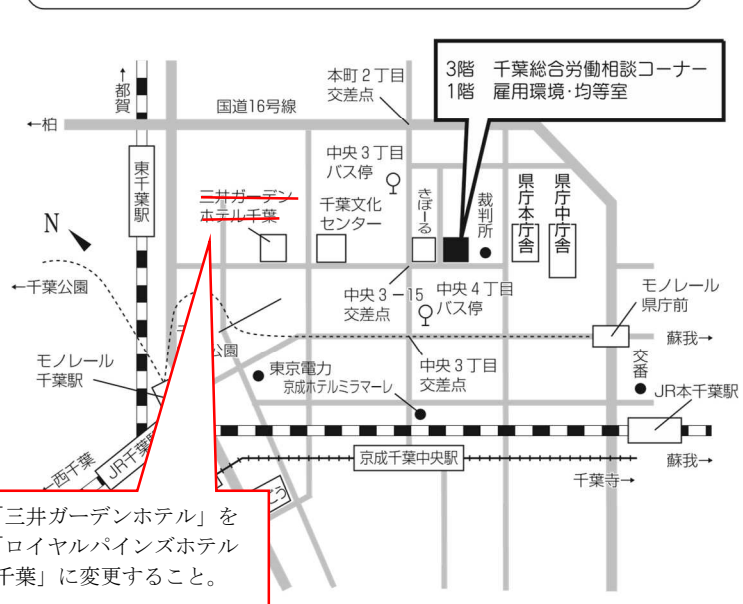

「三井ガーデンホテル」を「ロイヤルパインズホテル千葉」に変更すること。

※長３（別納なし）についても同様に変更すること。

確　認　欄	
封入者	確認･封緘者

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省

千葉労働局

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/

区分	名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
労働局	千葉労働局総務部総務課	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1　千葉第二地方合同庁舎　2階	043-221-4311	043-221-2305
労働基準監督署	千葉労働基準監督署	260-8506	千葉市中央区中央4-11-1　千葉第二地方合同庁舎3階	043-308-0670	043-221-4333
	船橋労働基準監督署	273-0022	船橋市海神町2-3-13	047-431-0181	047-433-7702
	柏労働基準監督署	277-0021	柏市中央町3-2　TLR柏ビル３階	04-7163-0245	04-7163-8103
	木更津労働基準監督署	292-0831	木更津市富士見2-4-14　木更津地方合同庁舎3階	0438-80-2828	0438-22-7006
	茂原労働基準監督署	297-0018	茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551	0475-25-5407
	成田労働基準監督署	286-0134	成田市東和田553-4	0476-22-5666	0476-24-2608
	東金労働基準監督署	283-0005	東金市田間65	0475-52-4358	0475-52-0809
公共職業安定所	千葉公共職業安定所	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181(※)	043-242-1162
	市川公共職業安定所	272-8543	市川市南八幡5-11-21	047-370-8609(※)	047-370-0017
	銚子公共職業安定所	288-0041	銚子市中央町８－１６　銚子労働総合庁舎2階	0479-22-7406	0479-22-4620
	館山公共職業安定所	294-0047	館山市八幡815-2	0470-22-2236	0470-22-2241
	木更津公共職業安定所	292-0831	木更津市富士見1-2-1　スパークルシティ木更津ビル5階	0438-25-8609(※)	0438-25-8601
	茂原公共職業安定所	297-0078	茂原市高師台1-5-1　茂原地方合同庁舎1階	0475-25-8609	0475-22-3794
	松戸公共職業安定所	271-0092	松戸市松戸1307-1　松戸ビル3階	047-367-8609(※)	047-703-1770
	松戸公共職業安定所　野田出張所	278-0027	野田市みずき2-6-1	04-7124-4181	04-7122-9054
	船橋公共職業安定所　第一庁舎	273-0011	船橋市湊町2-10-17	047-431-8287(※)	047-431-7766
	成田公共職業安定所	286-0036	成田市加良部3-4-2	0476-27-8609(※)	0476-27-1532
	千葉南公共職業安定所	260-0842	千葉市中央区南町2-16-3　海気館蘇我駅前ビル3･4階	043-300-8609(※)	043-300-8619

※労働基準監督署に電話を掛けてガイダンスが流れた場合は「４」をプッシュして下さい。千葉所・市川所・木更津所・松戸所・船橋所・成田所・千葉南所については、電話を掛けると「番号と＃を押してください」との案内が流れますので「51＃」を押して下さい。

送付票　　別紙8

校　正　確　認　書

千葉 労働局　総務課
担当者　殿

※
送付者
住所
名称
電話
FAX

下記について、校正が完了いたしました。

記

件　　名
令和7年度上半期千葉労働局業務用封筒印刷作成

校正最終確認日
令和　　年　　月　　日

千葉 労働局　総務課
確認者署名欄

落札業者は※に必要事項を記載し、校正担当者より署名を受けた上、千葉労働局総務課会計第二係あてに送付すること。

送付票

別紙9

「令和7年度上半期千葉労働局業務用封筒印刷作成」納品通知書

※

千葉労働局
労働基準監督署
公共職業安定所
庶務会計担当者 殿

※
送信者
住所
名称
電話
FAX

下記のとおり納品いたしますので、納品時にご確認願います。

記

※

納品場所	種別	数量	単位	納品予定日時
	角0号	箱	500枚/箱	
	角2号	箱	500枚/箱	
	長3号	箱	1000枚/箱	
	窓付封筒	箱	1000枚/箱	

※は、落札業者が記載すること。

様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長　殿

所在地：
名　称：
代表者氏名：

再 委 託 承 認 申 請 書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　再委託業者名称　　：
２　再委託業者所在地　　：
３　再委託の業務範囲　　：
４　再委託金額　　：
５　再委託を行う合理的理由：
６　その他必要と認められる事項

様式２

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長　殿

所在地：
名　称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式３

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長　殿

所在地：
名　称：
代表者氏名：

履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				

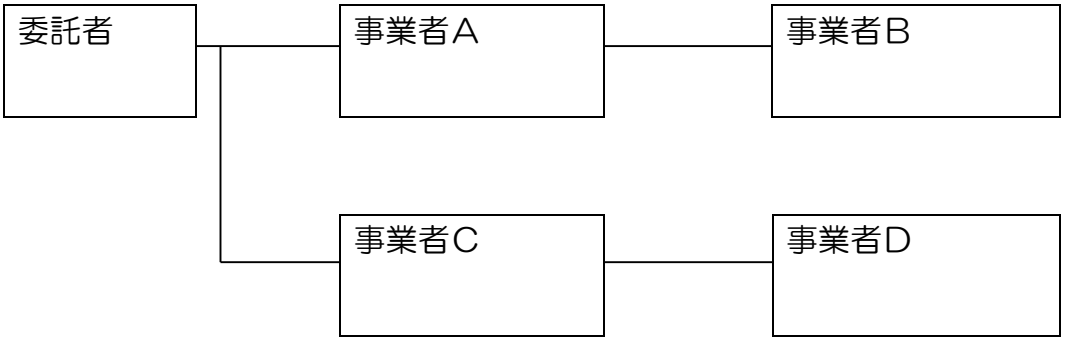

様式４

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長　殿

所在地：
名　称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名

２．変更の内容
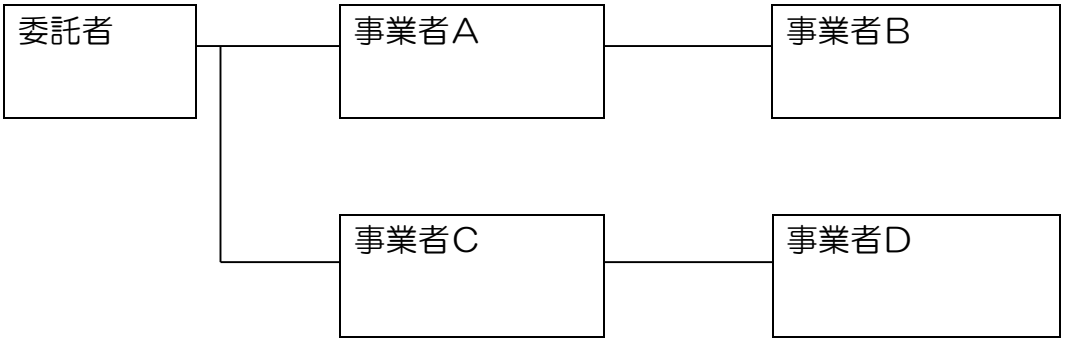
３．変更後の体制図